

第30回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年11月28日(金) 午後 4時01分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年11月28日(金) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 7年11月28日(金) 午後 4時45分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 17名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	11番 森本 勝也	12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎	14番 祐田 久男	17番 金子 利範
18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子	
5. 欠席委員者の数 2名

15番 林田 了星	16番 太田 武春
-----------	-----------
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 11名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 保夫	三会 荒木 康成
三会 吉川 周宏	三会 福島 真一	三会 北田 広和
三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明	高野 林 耕平
高野 竹田 静男	久原 森崎 誠一	
7. 報告事項

報告第1号	農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号	使用貸借解約通知書について
報告第3号	新規就農について
8. 議案

第1号議案	非農地証明願について
第2号議案	農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可処分取消願について
第4号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第5号議案	農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について
第6号議案	農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

午後 4時01分開会

議長

ただ今より、第30回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、12件 14筆 20,660.89平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、4件 5筆 2,355.0平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

事務局

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議案の順番について説明します。第1号議案 非農地証明願について、通常、農地法第4条第1項、第5条第1項の規定による許可申請の後に上程していましたが、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の審議前に審議する必要がありますので、順番を入れ替えさせていただきます。

それでは、第1号議案 非農地証明願の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願の1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、昭和60年頃から、農業用倉庫用地とし

て利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、平成9年頃から隣接する牛舎用地と一体として利用されており、願出地は主に飼料倉庫用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側、西側は宅地となっております。現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、平成3年頃から、養豚業の畜舎の敷地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は原野、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て

参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで、昭和60年頃から、住宅用地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は鉄道用地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 959平方メートルを売買するための申請です。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 454平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,670平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

譲受人は、28年の農作業暦があります。

家族3人で農業を営み、菊を作付けし、自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。次に、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 633平方メートルを贈与するための申請です。

譲受人は新規就農者で、現住所へ転居以降に申請地の一部を耕作していました。

取得後の耕作面積は、633平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、草刈機 1台を所有しており、許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は新規就農者で、ブロッコリー・じゃが芋・里芋を作付け予定で、自宅の隣接地と
いうことで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定に
よる許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を
上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について
説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 774平方
メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,030平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、管理機
1台、動噴 1台、草刈り機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたし
ます。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告
します。

譲受人は、50年の農作業暦があります。

家族2人で農業を営み、人参・スイートコーンを作付けし、自宅から車で5分というこ
とで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発生)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、5番に記載のとおりで、畑 2筆 3,070平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、50,254平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、コンバイン 2台、バインダー 2台、トラック 2台、リフト 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、5番の譲受人は、農地所有適格法人であるため、事務局より補足説明を行います。

譲受人は農地所有適格法人として、平成25年8月会社設立し、12年の実績があります。

主な事業は、ブロッコリー、胡瓜を生産し、農産物の販売を営んでおり、農業従事者は2名であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

譲受人は、農地所有適格法人であります。

47, 184平方メートルの農地を耕作しており、ブロッコリー・胡瓜を作付けし、会社から車で400メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、6番に記載のとおりで、畑 1筆 180平方メートルを、譲受人所有の雑種地(10月総会で非農地証明許可済、119㎡)と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、12,346平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、管理機 1台、動噴 1台、草刈り機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について報告します。

譲受人は、40年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営み、胡瓜・西瓜を作付けし、自宅から2.1キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について説明します。

7番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、7番に記載のとおりで、畑 1筆 611平方メートルを贈与するための申請です。

譲受人は新規就農者で、平成15年頃から申請農地の一部を家庭菜園として利用しておりました。

取得後の耕作面積は、611平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、草刈機 1台、消毒機 1台を所有しており、許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について報告します。

譲受人は新規就農者で、蜜柑・枇杷・レモン等を作付け予定しており、自宅から3.6キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について説明します。

8番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、8番に記載のとおりで、田 4筆 2, 746平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,705平方メートルで、農機具は、耕耘機 1台、トラクター 2台、田植機 1台、動噴 1台、管理機 2台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について報告します。

譲受人は、15年の農作業暦があります。

家族3人で農業を営み、水稻・人参・白菜等を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なし

とみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の8番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番は許可することに決定いたします

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について説明します。

9番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、9番に記載のとおりで、畑 4筆 2,682.58平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,047.58平方メートルで、農機具は、トラクター 5台、収穫機 4台、トラック 10台、フォークリフト 5台を所有しており、全ての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について報告します。

譲受人は、42年の農作業歴があります。

家族2人で農業を営み、水稲・人参・大根等を作付けし、自宅から4キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発生)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の9番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について説明します。

申請人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 379平方メートルについて、昭和54年3月26日付け長崎県指令54農政第6015号により、貸家用地として転用の許可を得ていましたが、当初見込みより資金がかかることがわかり、計画通り実行できなかったため、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番、許可処分の取消願を認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分
の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に送付いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

本件については、許可なく農地をコンクリート舗装、堆肥舎を設置し、その後農機具保管庫と
して利用していました。

県と協議をした結果、簡易手続相当の違反案件との判断がありましたので、追認許可申請を
行おうとするものです。

議案集10ページの「違反転用への対応フロー」をご覧ください。

右側の「簡易手続相当の違反案件の基準」①の「農業用施設」に該当することから、

(5)「簡易手続相当の違反」と判断し、今回、(6)「追認許可申請等」を行おうとする
ものです。

申請人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地420平方メートルを、現在、
農機具・農業用資材置場として利用しており、今後も農業用施設用地として利用したいとの
申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する、おおむね10
ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されますので、許可が可能と判断しており
ます。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたし
ます。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は里道、南側は農地、西側は道路となっ
ています。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで申請地198平方メートルを譲り受け、農機具・農業用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内となっており、農振農用地と判断され、農用地利用計画に指定された用途、農業用施設用地となり、農地法第5条第1項の許可の対象となるため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側、南側、西側は農地となっています。現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について関連がありますので、一括して上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

令和7年3月31日に策定された「地域計画」に基づき、地域計画内の農地(農振地域)とその他農地の議案上程方法が違うことから、議案を分けて上程するものです。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について議案集の11ページから16ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、38件、76筆、70,337.25平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、島原市(農地中間管理機構)から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、新規設定が、8件、15筆、9,264.37平方メートル、相対解約(合意解約)による新規契約が、6件、7筆、6,616平方メートル、相対期間満了による新規契約が、2件、7筆、3,665平方メートル、農地中間管理機構貸借の期間満了による更新(中間⇒中間)が、22件、47筆、50,791.88平方メートルとなります。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。島原市(農地中間管理機構)に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、19名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

次に、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

議案集の17ページから19ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、2件、7筆、5,052平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

内、新規設定が、1件、5筆、3,521平方メートル、相對解約（合意解約）による新規契約が、1件、2筆、1,531平方メートル、となります。

別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

島原市（農地中間管理機構）に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、2名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について及び第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、問題なしということで、承認することに決定いたします。

次に第6号議案について、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

…番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第5号議案及び第6号議案は、問題なしということで、承認することに決定しましたので、…… 委員に報告します。

議長

以上で、第30回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第30回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時45分